

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 28 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定

市の施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 202,256 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 1 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定

島根県所有の公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 894,300 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 17 号

浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

浜田市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

報告第 18 号

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

報告第 19 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和 7 年度健全化判断比率・資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.41)	— (17.41)	7.9 (25.0)	8.9 (350.0)

※括弧内は早期健全化基準数値

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計等の名称	資金不足比率	備考
水道事業	—	地方公営企業法適用
工業用水道事業	—	地方公営企業法適用
下水道事業	—	地方公営企業法適用